

# 幼児教育・保育の無償化について

## 「幼児教育・保育の無償化」について

対象施設・事業	対象者
<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 地域型保育事業 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育事業 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input checked="" type="checkbox"/> <b>ファミリー・サポート・センター事業</b>	<input type="checkbox"/> 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども

※無償化の内容（保育料・利用料等）は、利用する施設・事業や利用者の世帯の状況により異なります。

## 〜〜ファミリー・サポート・センターの無償化について〜〜



ファミサポの無償化の対象となるのは、

- ① 特定の条件に該当する本市にお住まいの利用会員
- ② 未就学児の預かりを伴う援助活動

### ① 特定の条件に該当する本市にお住まいの利用会員

保育の必要性がある方で、市に申請し認定※1を受けた3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どものうち、次のどちらかに該当する方



- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育、地域型保育、特別支援学校幼稚部を利用していない子ども
- ・ 預かり保育を実施していない、または十分な水準の預かり保育※2を実施していない幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用している子ども



- ・ 保育所、十分な水準の預かり保育※2を実施している幼稚園・認定こども園、企業主導型保育、地域型保育、特別支援学校幼稚部を利用している子ども

※1 無償化の対象者となるためには、市に申請し、認定を受ける必要があります。

※2 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ開所日数が年間200日以上

### ② 未就学児の預かりを伴う援助活動

預かりを伴う援助活動が無償化の対象です。

※送迎のみ等の援助活動は、無償化の対象外となります。また、食事代・燃料費等は無償化の対象外です。



認可外保育施設入所中の子どもを迎えに行き、協力会員が自宅で預かった後、利用会員の自宅へ送った。

※預かり時間と送迎時間の合計時間の利用料が無償化の対象となります。



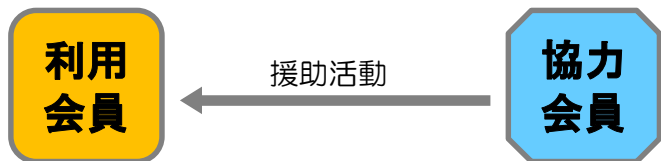
認可外保育施設入所中の子どもを迎えに行き、利用会員の自宅へ送った。

(裏面もご覧ください)

## ファミリー・サポート・センター利用に係る無償化の手続き(利用会員)

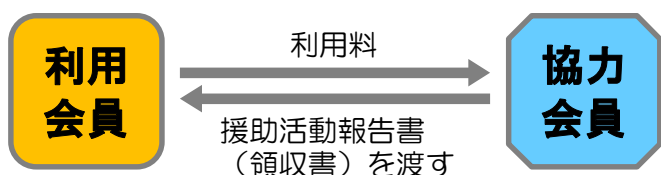
※表面に記載している無償化の対象となる方のみ

①利用会員が協力会員から援助活動を受ける。



対象となる援助活動は、預かりを伴うもののみ。  
※送迎のみの援助は無償化の対象となりません。

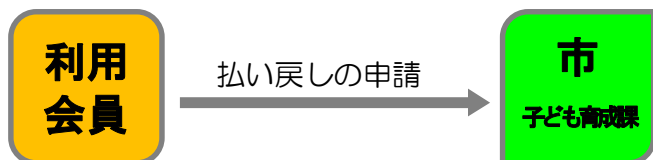
②利用会員が協力会員に利用料を支払い、協力会員は「援助活動報告書(領収書)」を利用会員に渡す。



協力会員：活動内容について、「預かり」を伴う援助であるかどうかを記載します。  
利用会員：市への払い戻しの申請に必要となるため、「援助活動報告書(領収書)」は必ず保管してください。

③利用会員は、支払った1ヶ月分の利用料について、市子ども育成課に払い戻しの申請を行う。(1ヶ月分の払い戻し金額には、上限額があります。)

【※市外在住の方については、居住している市町村にお問い合わせください。】



申請場所：保健センター1階 子ども育成課  
TEL：0944-41-2248

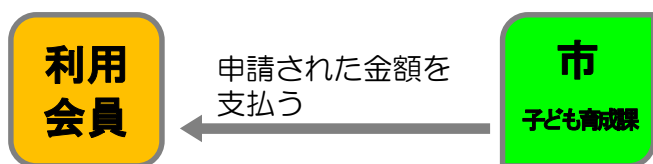
申請に必要なもの

①援助活動報告書(領収書)の原本  
②振込を希望される金融機関の口座情報がわかるもの(通帳等)  
※ファミサポ以外の施設等を利用した場合は、その領収書の原本も持参

その他

その他、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を利用された場合は、その利用に係る利用料も合算して無償化の対象とする場合があります。

④市は、申請書類を審査し、利用会員へ申請された金額を支払う。



ファミサポの利用について、市がファミサポ事務局に問い合わせることがあります。

原則、申請後1ヶ月以内に、ご指定の口座へお振込みいたします。

問い合わせ先

□おおむたファミリー・サポート・センター

(住所) 大牟田市新栄町6番地1  
大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる1階  
(TEL) 0944-55-3660

□大牟田市子ども未来室子ども育成課

(住所) 大牟田市有明町2丁目3番地  
(TEL) 0944-41-2248